

「島根原子力発電所 低レベル放射性廃棄物に関わる
流量計問題の説明会」議事概要

1. 日 時 平成28年1月21日(木) 19時00分～20時52分
2. 場 所 くにびきメッセ 多目的ホール
3. 出席者 (来場者) 49名
(中国電力) 常務取締役 島根原子力本部長 古林 行雄
執行役員 島根原子力発電所長 北野 立夫 他

4. 概 要

当社から、別紙「島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題に関する調査報告等について」に基づきご説明した後、質疑応答を行いました。

主な質疑応答は以下のとおりです。

(時系列について)

- Q. 公表するまでの時系列を説明して欲しい。
- A. 6/19(金)に日本原燃による監査が終了し、日本原燃から校正記録の原本を提出するよう指示を受けた。6/22(月)に校正依頼先のメーカーに問い合わせたところ、記録が存在しないかもしれないということが判明し、発電所長へ報告した。
- 当該担当者は6/22(月)～6/24(水)の3日間、体調不良により出社できない状況にあったが、出社した6/25(木)に聞き取りを実施し、校正記録における不適切な取扱いがあったことが判明したため、発電所から本社へ報告した。さらに事実関係の詳細について確認し、6/30(火)に報道発表した。
- Q. 株主総会での追及を避けるために公表を遅らせたのではないか。
- A. 株主総会の開催された6/25(木)には、社長、役員は本社にて株主総会の対応をしていたため、報告を受けたのは6/26(金)であった。その日のうちに緊急対策本部を立ち上げ、6/28(日)に第一回目の会合を行い、6/30(火)に報道発表した。

(当該担当者について)

- Q. 当該担当者の従事期間はどうか。
- A. モルタル固形化設備については約3年の経験がある。
- Q. 当該担当者、管理職に対する処分はどうか。
- A. 当該担当者については12月に諭旨解雇処分とし、管理職については休職や出勤停止等の処分とした。また、社長、関係役員が自主的に給与の一部を返上した。
- Q. 適切に人員を配置できておらず、社員に負担がかかり過ぎているのではないか。

A. 平成22年の点検不備問題の反省を踏まえ、一人ひとりに負担がかかり過ぎないように管理しており、当該担当者についても、過度の負担がかかっていたということはない。

(流量計について)

Q. ドラム缶にモルタルを充填する目的は何か。

A. 第一の目的は、低レベル放射性廃棄物が入ったドラム缶を積み重ねた際、重みによるドラム缶の変形を防ぐために、ドラム缶の強度を保つことである。

Q. 校正されていなかった機器の点検の位置づけはどうか。

A. 法律で要求されているものではなく、電気事業連合会で定められた基準に則り点検を実施している。

Q. 校正されないまま放置されていた当該機器の管理方法はどうか。

A. 統合型保全システム（以下、EAM）の対象になっていなかったこともあり、今回の問題を未然に防ぐことができなかった。再発防止の中で、適切に管理していきたい。

(再発防止について)

Q. 今回の失敗を受けて、どのようなシステムを構築したのか。

A. 平成22年の点検不備の際にEAMを構築し、個人がミスをしてシステムあるいは組織が点検実績を確認できるように「見える化」を図った。

しかし、今回の流量計のような見える化が図られていない機器がいくつかあったというのは事実であり、それらについてはEAMを改良した上で管理し、EAMで管理できない機器については管理者が確認できる適切な方法で管理することとした。

Q. なぜ周囲の人間が気づくことができなかったのか。

A. 発注に際して正式な手続きがとられておらず、さらに不調のためメーカーから返送された流量計が未校正であることを、当該担当者が自らの評価が下がることを恐れて隠してしまった。

協力会社や関係会社の皆さまには改めて、メールでの発注等、正式な手続きを踏んでいない業務依頼は受けないようお願いしたところである。

Q. 今回の問題について、島根原子力規制事務所は「監視」という判断を下し、今後、保安検査の中で対応していくとしたが、今後の対応はどうか。

A. 保安検査に対して真摯に対応し、再発防止に向けた取り組み状況についてご説明していきたい。国からの監督についても、適切に対応していきたいと考えている。

Q. 原子力安全文化有識者会議も身内であり、弁護士も会社から出た形だけの資料を

見るのではないか。根本的に会社の体質を考える気があるのか。

A. 外部の有識者として、弁護士あるいは有識者会議の皆さまに真剣にご提言をいただいている。それぞれの提言については、時間をかけてしっかり検討していただいたものと捉えており、その提言を具体化していきたいと考えている。

Q. 外部第三者の弁護士とコンプライアンス・リスク専門家の報酬額はいくらか。
また、原子力安全文化有識者会議の運営費はどこから出ているのか。

A. 弁護士、専門家については、当社がお願いして受託していただいているが、金額については契約等もあることからご容赦いただきたい。

原子力安全文化有識者会議については、当社が運営費を支出しているが、金額についてはご容赦いただきたい。

(企業体質について)

Q. 問題が続くのは、中電の人材の質が低いからではないか。

A. 平成19年の土用ダム問題、平成22年の点検不備問題以降、全社を挙げて再発防止に全力を尽くしている最中に、今回のような問題を起こしてしまったことを大変重く受け止めている。人材育成については、他部門の力も借りながら、現在検討している。

Q. 責任の所在があいまいで、都合の悪い事実を隠ぺいする体質が改善されていないのではないか。

A. 責任の所在については、関係者について適切な処分を行い、責任を明らかにしている。

企業体質については、社内での議論のみでなく、社外からの声も聞くという姿勢で、透明性を持って業務に当たることができるように取り組んでいる。

Q. 過去2回の不正事案の反省が活かされておらず、再発防止対策が徹底されていないのではないか。

A. 過去の反省を踏まえて、これまでも再発防止に全力で取り組んできた。例えば不適合管理の仕組みも機能してきており、当初、不適合判定検討会への報告件数は100件ほどだったのが、最近では1,000件前後まで増えており、不適合管理の意識が高まっている。

Q. 本社と発電所の距離が遠く、連携が取れていないのではないか。本社の機能を松江市に移すべきではないか。

A. 本社、発電所の組織体制については、平成19年の土用ダム問題以降、発電所に常務クラスの役員を本部長とした島根原子力本部を設置し、約50名を配置して業務に当たっているところである。仕組みとしてさらに原子力部門戦略会議を設けて、本社と発電所の連携や意見交換の場として活用している。

以上